

平成 22 年度第 4 回景観審議会の主な意見と対応

■「活かしたい堺の景観」について

○各地域の景観の名称の横にある色の凡例・地図上のエリア枠・年表の色の関係性を再度整理すること。

⇒年表と関連付けのない田園景観及び南部丘陵の自然景観については、景観の名称の横にある色の凡例を削除。 【資料 2 の別紙】

■地域別景観特性について

○丘陵地景観の目標で、「営み」は人の営みと書かなければ、「自然と営み」では分らない。
○臨海市街地の目標は、産業があつての、「環境と共生」とするべきではないか。
○3-55 ページの「堺市の主な景観資源・景観特性」の内容を精査した方が良い。

⇒丘陵地景観については、「営み」を「人の営み」に修正。 【資料 2 の 2 ページ】

⇒臨海市街地景観については、「環境と共生する」を「産業と環境が共生する」に修正。
【資料 2 の 2 ページ】

⇒本文と整合を図り、「堺市の主な景観資源・景観特性」に「活かしたい堺の景観」で示される景観を追加し、自然・歴史文化・市街地の順に記載。 【資料 2 の 3 ページ】

■推進方策の基本的な考え方について

○庁内連携を深めて、市として取り組むことが必要。
○4-2 ページ「全市レベルー全市における景観誘導ー」では、大規模建築物等の届出と景観資源の保全・活用しか書かれていないが、公共事業における取組みは大きな柱であるため、これを加えて、「全市における景観誘導」を「全市における景観形成」とすべきではないか。
○景観は都市への誇りや魅力、観光の支えになるなど、位置付けが必要。
○景観計画の推進の具体的手順がもう少し必要ではないか。

⇒「市民、事業者、行政の役割」を第 4 章の冒頭に記載し、「行政の役割」において、市の各部局が認識を深め、連携を図ることを追記。また、「他の施策との連携による総合的な景観形成の推進」において、文化・観光施策との連携を追記。 【資料 2 の 4 ページ、7 ページ】

⇒「3 つの取組みレベルの設定」で、景観形成の意義や理念にある「守り育み、創造していくことが、愛着と誇りを育み、住みたい、訪れたいまちの実現につながる」ことを、追記。
【資料 2 の 5 ページ】

⇒4-2 ページ「3 つの取組みレベルの設定」において、「全市レベル」に公共事業による先導的な取組みを追記し、「全市における景観誘導」を「全市における景観形成」に修正。
【資料 2 の 5 ページ～6 ページ】

⇒「推進方策の基本的な考え方」に、景観まちづくりの展開プロセスを追加。
【資料 2 の 5 ページ】

■色彩基準について

- 「自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の着色していない素材により仕上げられる部分の色彩はこの限りではない」とあるが、色をつけるには、着色・発色・塗色がある。柿渋を塗った板や焼き板は問題ないのではないか。自然素材に着色したものはどうするのか。
- デザインの問題であり、できるだけ誤解のないように記載し、後は、日本の伝統的な美学に基づき、基準への適合について、審査員に判断してもらおうということも必要ではないか。

⇒「色彩基準」において、

「石材、木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の着色していない素材」を、「石材、木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材」に修正。 【資料2の8ページ】

⇒表面に着色していない素材で仕上げられたものについては、色彩基準の適用除外としている。柿渋を塗った板などで仕上げられたものについては、色合いなど、それぞれで状況が異なることから、地域の特性を踏まえ、本市の景観アドバイザーに意見を伺いながら対応していく。

■重点景観形成地域について

- 重点景観形成地域について、位置づけや重みづけの文章を入れるべき。
- 重点景観形成地域のしめくくりとして、次の段階に向けた取組みの記載が必要。

⇒重点景観形成地域で、百舌鳥古墳群周辺地域と堺環濠都市地域が、堺の歴史・文化を特徴づける貴重な地域であることを追記。 【資料2の9ページ～10ページ】

⇒重点景観形成地域で、今後、取り組んでいく施策などについて追記。
【資料2の9ページ～10ページ】

■住民主体の景観まちづくりについて

- 「住民主体の景観まちづくり」の図について、いろいろ取り組んだ後、また意識レベルに戻るような感じがする。意識が背景にあって、活動が展開されていく。図が天地逆ではないか。

⇒本文と整合するよう、「活動に対する支援」と「担い手の育成」とに仕分け直した図に修正。
【資料2の11ページ】